

広島市告示第 533 号  
令和 7 年 12 月 1 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）生産緑地地区を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課及び佐伯区役所農林建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長　　松井　一實

1　都市計画の種類

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）生産緑地地区

2　都市計画を変更する土地の区域

広島市佐伯区五日市町大字皆賀の一部

3　縦覧場所

- |                           |                 |
|---------------------------|-----------------|
| (1)　広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号 | 広島市　都市整備局　都市計画課 |
| (2)　広島市佐伯区海老園二丁目 5 番 28 号 | 佐伯区役所　農林建設部　建築課 |